

事務所通信

2008年7月号

No. 37



(ヒスイ峡)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

マチ金には絶対に手を出すな！

死に追いやるマチ金

自殺の原因に、会社の資金繰りに行き詰まり経営者が自殺に追い込まれるということがあります。その会社や個人の債権債務を調べていくと、なんと個人名義で一千万円以上ものマチ金からの借入れがあったりします。

マチ金とは、いわゆるサラリーマン向け金融のサラ金に対して、日栄やSFCG(旧商工ファンド)のような企業向け金融のことです。年30%近い利息を取り、取り立てが厳しいことでも有名です。そのために社会問題化し、国会でもマチ金の社長に対して証人喚問が行なわれたことがありました。

マチ金を使う前に

総資本計上利益率というひとつの経営指標があります。総資本とは貸借対照表の右側、つまり負債(=他人資本)と資本(=自己資本)の合計額をいいます。今、日本にある黒字企業の全産業平均の総資本経常利益率は4%です。つまり、4%以上の利息を支払って事業が成り立っていくはずがないのです。どうしてもマチ金に手を出さざるを得ない状況になれば、傷が小さいうちに次のような対策を打ってください。

- ①会社を清算する。残余財産があれば株主に分配される。
- ②合併を考える。社長という地位にこだわらないことが大切。
- ③M&Aを行なう。社員・得意先・ノウハウ付きで事業譲渡する。

マチ金を使っても構わないただひとつの例外は、1週間から十日間ぐらいのつなぎ資金に使用する場合だけです。一週間後には確実に資金化できる手形があるか、確実に集金できる場合です。しかし、このような資金といえども、決してマチ金はお勧めできません。

このようなつなぎ資金が必要な場合は、生命保険会社からの契約者貸付などを利用してください。契約者貸付は手続きをした翌日には会社の口座に振り込まれます。マチ金は銀行からの借入れに対して、比較的容易に融資してくれます。しかし、マチ金に手を出すということは、近い将来にあなたを死に追いやるか、あなたの会社を倒産に追い込むことになるのです。

マチ金には絶対に手を出さないでください！
マチ金に手を出す前に、必ず私どもにご相談ください。



住民税 所得変動にかかる減額措置

国から地方への税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わりました。この税源移譲による「所得税＋住民税」の税負担は基本的に変わりませんが、平成19年に所得が減って所得税がかからなくなった場合は所得税率の変更による税負担の軽減を受けられず、住民税率の変更による税負担の増加のみ影響を受けてしまいます。

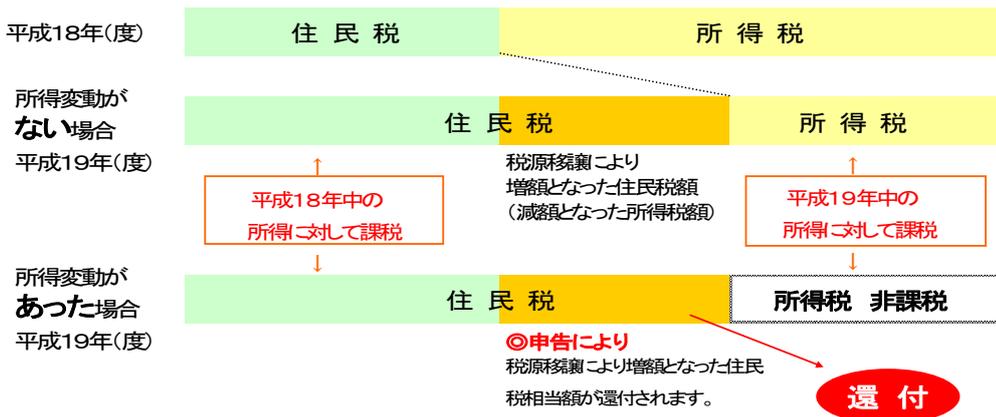
このような方につきましては、既に納付済みの平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

☆ この変動所得に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

☆ 申告書の提出先は、平成19年度住民税を課税した市区町村(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)になります。他の市区町村へ転出された方は、申告先をお間違いにならないようご注意ください。

☆ 申告の受付は、7月1日から7月31日までとなっておりますので、忘れずに申告をお願いします。

【 所得変動にかかる減額措置のイメージ図 】



【 所得変動にかかる減額措置のモデルケース(夫婦) 】

(平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合) (単位: 円)

	平成18年(度) 税源移譲前	平成19年(度) 税源移譲後
所得税	150,000	75,000
住民税	80,000	155,000
合計	230,000	230,000

平成19年の所得が減少

(平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合)

	平成19年(度)所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

75,000円が還付!

< 原 >

パートタイマーの保険制度

パートタイマー（パート社員、アルバイト社員、契約社員、嘱託社員）の社会保険の適用及び社会保険料の負担の取扱いをまとめました。

○ 労災保険

業務災害、通勤災害に関しては、農林水産の一部事業を除きパートタイマー等にも適用されます。保険料は全額事業主負担です。

○ 雇用保険

雇用保険に関しては、次の条件をすべて満たす者はパートタイマー等であっても一般被保険者となります。保険料は、被保険者負担分を賃金から控除されます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 1年以上雇用される見込があること

なお、週40時間の労働時間で契約している場合は、1年以上雇用される見込がなくても雇用保険の被保険者となります。

○ 健康保険・厚生年金保険

健康保険・厚生年金保険に関しては、次の条件をすべて満たす者はパートタイマー等であっても原則として被保険者となります。保険料は「健康保険料額表」及び「厚生年金保険料額表」に基づき、被保険者負担分を賃金から控除されます。

- ① 1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね3/4以上であること。
- ② 1ヶ月の労働日数が正社員の概ね3/4以上であること。

すなわち、パートタイマー等の健康保険・厚生年金保険の適用・不適用は次の通りとなります。

1日当りの労働時間	1ヶ月当りの労働日数	適用・不適用
正社員の概ね3/4以上	正社員の概ね3/4以上	適用
正社員の概ね3/4以上	正社員の概ね3/4未満	不適用
正社員の概ね3/4未満	正社員の概ね3/4以上	不適用
正社員の概ね3/4未満	正社員の概ね3/4未満	不適用

※ 夫が社会保険に加入している場合、妻の年収が130万円未満だと夫の健康保険の被扶養者となることができず、パート収入・労働時間により、妻の加入する健康保険・年金は次のように分類することができます。

	健康保険	年金関係
労働時間・労働日数 ともに3/4以上	妻自身が健康保険に加入	妻自身が厚生年金に加入
労働時間3/4未満 かつ 年収130万円未満	夫の健康保険の被扶養者	国民年金の第3号被保険者
労働時間3/4未満 かつ 年収130万円以上	妻自身が国民健康保険に加入	妻自身が国民年金の第1号被保険者として加入

※ 「手取額が減る」「夫の配偶者手当がなくなる」などの理由で、社会保険の加入条件を満たしているにもかかわらず社会保険に加入しないということはありません。条件を満たせば強制加入です。加入しない場合は事業主に罰則が課されます。

雇用保険 : 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 健康保険法 : 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 厚生年金保険法 : 6月以下の懲役又は20万円以下の罰金

○ 介護保険

健康保険の被保険者に該当する40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となるため、健康保険料と合わせて、介護保険料の被保険者負担分を賃金から控除されます。

○ 詳しくは！！

より詳細な説明は下記ホームページをご参照下さい。また、社会保険や労働保険に関して分からないことやご質問がありましたらなんなりと当事務所へご相談下さい。

(URL)

社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

< 伊 藤 >

災害義援金の取扱い

6月14日に岩手・宮城内陸を震源地とする M7.2 の大地震が起きました。また、5月12日にも中国四川で M8.0 の大地震が起っています。災害義援金を寄付した際には税務上では次のように取り扱われます。

- ・国、地方公共団体に対して直接拠出したもの
- ・日本赤十字社等の募金団体に拠出したもので、その義援金が最終的に義援金配分委員会等に拠出されるもの



法人：全額が損金算入されます

個人：拠出した金額のうち、次の計算方法により算出された金額が、「寄付金控除」として所得から控除されます。

$$\boxed{\text{所得金額の40\%又は義援金等の額のいずれか少ない金額}} - \boxed{5\text{千円}} = \boxed{\text{寄付金控除額}}$$

※領収書等又は金融機関が発行した振込金受取書等で、義援金等であることが明らかなるものを保存しておく必要があります。また、個人が拠出した場合は、確定申告書に添付又は提示する必要があります。

現在、新潟県等の地方公共団体や日本赤十字社や共同募金会で義援金の募集を行っているようです。いくつかご紹介します。

・新潟県(岩手・宮城地震県民募金事務局(新潟県防災局防災企画課内))

お問い合わせ先 025-280-5716

<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/1213549505638.html>

・上越市(日本赤十字社上越市地区事務局(上越市役所福祉課内))

お問い合わせ先 025-526-5111

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/oshirase/jisin/gienkin200617.html>

*緊急地震速報について

気象庁は平成19年10月1日から、一般向けの緊急地震速報の発表を開始しました。地震は、P波と呼ばれる小さな揺れのあと、S波と呼ばれる大きな揺れが来ます。緊急地震速報は、このP波をとらえ、地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に発表するものです。気象庁は、震度5弱以上と予測された時発表します。そして、一般向けに地震速報を伝える内容は、『地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名』『強い揺れ(震度5弱以上)が推定される地域及び震度4が推定される地域名』となります。

速報はテレビやラジオの放送や携帯電話での受信(使用している携帯電話の本体が対応していることと、受信の設定をする必要があります)等で情報を入手することが出来ます。

< 田 中 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
7月23日(水) 午後1時00分～ 午後4時00分	国民生活金融公庫 融資種別会	加藤新理士事務所	国民生活金融公庫 高田支店様	無料
7月23日(水) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 経営計画書作成セミナー 第2部数字編	加藤新理士事務所	加藤輝守	2,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～



パソコンのマウスの移動距離を表す単位はミッキーである。1ミッキーは200分の1インチ。およそ1.27mmである。世界最初のマウスは、スタンフォード大学のダグラス・エンゲルバート氏によって1968年に発明されたが、当初はあまり受け入れられなかったようだ。

教育マナーカレンダーおもしろ雑学集より(担当:村井)

休日カレンダー

7月(文月) July

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 伊藤・村井
6	7	8	9	10	11	12 倉又・堀田
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25	26 田中・広川
27	28	29	30	31		

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
 - ・ 土曜日にも元気に営業しています。
- (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



7月の税務

- 7月10日 平成20年6月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
(源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合は平成20年1月～6月分の源泉所得税を納付)
- 7月15日 所得税予定納税額の減額申請
- 7月31日 平成20年5月決算法人の法人税等・消費税確定申告、納付
本年11月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付

あとがき

先月岩手・宮城内陸大地震が発生し10数名の方が犠牲になられ、又今でも避難生活を余儀なくされている皆様お見舞い申し上げます。

『地震大国』と言われるぐらい災害の多い国日本。災害がいつ何処で発生するかわからない今、災害に備えて準備は万全でしょうか？非常持出袋等を再度確認していただき最低限必要な物(一般的には非常食、水、懐中電灯、ラジオ、乾電池、タオル、ビニール袋、下着、軍手など)を準備しておきましょう!!

< 倉 又 >